## 【共同申請】 実績報告書・必要添付書類リスト

◆書類がA4サイズでない場合は貼付け台紙を利用してください。

提出書類名称		確認事項		備考
1	第4号様式 「助成事業実績報告書(共同申 請用)」	・個人または法人に貸与する貸与者が申請する場合の様式		・集合住宅等で、複数戸に対 象機器を設置する場合、電 灯契約ごとに申請
2	設置機器のリース等契約証明 書(写し)	・リース等契約書の日付が <b>交付申請日(公社が受付をした日)</b> より後のものであること。 以下の内容が記載されていること ①発行者名と会社印 ②使用者氏名と捺印 ③設置場所住所 ④サービス開始日および終了日 ⑤リース等期間		・リース等の料金は元金(機器単体費)から助成金相当分を減額した金額で算出されていること・停止条件付契約の取扱がある場合は当該記載のある個所の写しが必要。
3	設置機器の領収書(写し)・領 収書の内訳	・領収書の日付が令和4年4月1日から令和8年9月30日までの間のものであること( <b>※1</b> ) ・以下の内容が記載されていること ① 宛名(所有権者名であること) ② 領収金額 ③ 助成対象経費(機器費のみ、工事費・消費税含まず) ④ 設置場所住所 ⑤ 対象機器メーカー名 ⑥ 対象機器メーカー名 ⑥ 対象機器メーカー名 ⑥ 対象機器パッケージ型番 ⑦ 製造番号 ⑧ 収入印紙及び割印(消印)が確認できるもの( <b>※2</b> ) ⑨ 領収日 ⑩ 発行者(販売事業者)名 ⑪ 発行者(販売事業者)捺印 ※ 但し書きに③~⑦の記載がない場合、以下を併せて提出してください。 ・公社の定める様式で領収書の内訳を作成すること		(※1)領収書の日付が交付決定日よりも後のものであること。 (※2)領収書に収入印紙がなく、且つ、クレジット支払いである事が明確でない場合は、併せてクレジットの契約書等の写しが必要。また債務が完了されるまで当該機器等の所有権がクレジット会社に留保される契約の場外会、当該記載のあるクレジット会社等等の写しが必要。なお、電子領収書で収入印紙がない場合、電子領収書であることを明記すること。
4	設置機器の保証書(写し)	・「メーカー名」「型番」「製造番号」がはっきりと確認できる写しであること ・使用者控え(お客様控え等)の写しであること		・保証書の提出が困難な場合は「設置機器が新品かつ未使用品であることの証明」を提出すること(証明は機器の販売元等が申請者宛に提出したものであること)
5	対象機器を設置する建物及び 対象機器から供給される電力を 使用する住宅の全景写真 (カラー)	・玄関正面側の1階部分から建物全体が写っているもの (建物の立地や構造上、1枚に収まりきらない場合は、複数枚に分かれて可) ・対象機器が写っていなくても可 ・対象機器を設置する建物と、対象機器が発電する電力を使用する住宅 が異なる場合は、それぞれの全景写真が必要 ・カラー印刷または、カラーブリント写真であること ・写真の大きさは、サービス判(Lサイズ127×89mm)以上であること ※日没後撮影等で建物の全景がはっきりと確認できない場合は、再度撮 影を依頼する可能性あり		
6	対象機器の型番及び製造番号 (銘板)を示す写真 (カラー)	・設置完了後の写真であること(設置完了後に写真の撮影が困難な場合は、必ず事前に撮影すること) ・対象機器の型番及び製造番号の表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読み取れるもの ・カラー印刷または、カラーブリント写真であること ・写真の大きさは、サービス判(Lサイズ127×89mm)以上であること		蓄電池ユニットのみ

			/4tt-v		
提出書類名称		確認事項		チェック 欄	備考
7	口座情報の写し	①金 ②支 ③預 ④口 ⑤口	の内容が記載されていること 融機関名 (コード) 店名 (コード) 金種類 座番号 座名義人氏名・カタカナ 交付申請書の助成金申請者氏名と同一の口座名義であること)		預金通帳、貯金通帳、キャッ ジュカード、インターネットバ ンキングの該当ページ等
	太陽光発電システムの出力を確認できる書類	新設	・接続契約のご案内(写し) ※太陽光発電システムの系統連携に伴う電力会社との契約締結後の 写し ※「発電出力(kw)」の記載があること		【太陽光を <b>同時に新規で設置</b> した場合提出が必要】 ※既設の場合は、提出不要
8		既設	・直近の電力会社の買取明細等 ※「発電出力(kw)」の記載があること ※直近とは、基本的には設置日以降ですが、領収日の1か月前以降 から有効です		[太陽光が <b>すでに設置済み</b> の場合提出が必要]
9	その他公社が審査に必要と認 める書類				